

管理者による各種点検等

各種点検等は、物事の重要性又は過去の教訓から定められたものです。

管理者は、点検等が定められていることの重要性を再認識し、部下任せにすることなく、要すれば自ら現場で現物を確認するとともに、担当者が規則等を理解しているかを適宜確認しなければなりません。

下表に、秘密保全、情報保証、個人情報保護、文書管理、個人情報保護及び海外渡航申請について、訓令等に定められている点検等をまとめました。その他、各機関等の達等による点検と併せて、確実に実施するため、御活用ください。

【管理者に義務付けられている各種点検等】

項目	根拠規則	関連条文	点検等周期
文書管理	防衛省行政文書管理規則	(点検・監査) 第26条	①文書管理者は、少なくとも毎年度1回、点検 ②機関等監査主任者は、少なくとも毎年度1回、監査 ③監査責任者は、少なくとも毎年度1回、随時監査
秘密保全	秘密保全に関する訓令	(定期検査及び臨時検査) 第48条 (引継時の検査) 第49条	①定期検査を年2回以上 ②必要があるときは、臨時に検査 管理者又はその職務上の上級者は、保全責任者が転勤等により交代したときは、その状況を検査
	秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について	第52 管理者等の点検について	保全責任者又はその職務上の上級者は、登退庁時に保管容器を点検
	特定秘密の保護に関する訓令	(定期検査及び臨時検査) 第31条	①定期検査を年2回以上 ②必要があるときは、臨時に検査
		(引継時の点検) 第32条	特定秘密管理者は、保護業務担当者の業務を総括することとされた責任者が人事異動等により交代したときは、その状況を点検
	特別防衛秘密の保護に関する訓令	(定期検査及び臨時検査) 第47条	①定期検査を年2回以上 ②必要があるときは、臨時に検査
		(引継時の検査) 第48条	管理者又はその職務上の上級者は、保全責任者が転勤等により交代したときは、その状況を検査
	特別検査の実施について(通達)	第3 官房長等又は特定秘密管理者による特別検査の実施	1 抜き打ちの所持品検査(毎月1回以上) (1) 執務室等への職員の出入り時 (2) 執務室等における勤務中 2 パソコン内のデータ検査 秘密等の取扱いを許されていないパソコンのハードディスクに保存されているデータの抜き打ち検査を、毎月1回以上
情報流出防止に係る隊員に対する指導の実施に関する大臣指示	第1～6項	全ての隊員に対する個人面談を毎年1回以上実施	
情報保証	情報保証に関する訓令(情報保証に関する訓令の運用について(通達))	(自己点検) 第51条関連	情報保証責任者は、毎年度、職員に自己点検を行わせる。
		(監査) 第53条関連	①情報保証責任者は、自己点検の結果に基づき、毎年度1回以上定期監査を行う。 ②情報保証責任者は、情報保証に関する問題点を考慮の上、随時監査を必要に応じて行う。
		(自宅の私有パソコン等の点検) 第53条関連	情報保証責任者は、監査の一環として、職員の私有パソコン等の点検を毎月1回以上行う。
個人情報保護	防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令	(調査) 第12条	①定期調査は年1回定期的実施 ②臨時調査は機関保護管理者が必要と認める時
海外渡航申請	海外渡航承認申請手続の細部実施要領について(通達)	(一般旅券の確認等) 7項	随時確認